

《 平成13年度実施研究報告および 平成15年度経済産業省情報化施策説明会を開催しました

情報化未来都市構想推進協議会

当協議会では、平成14年11月千代田区大手町の経 団連会館において、平成13年度に各地で実施した研 究活動の報告および平成15年度経済産業省情報化施 策説明会を開催しました。

1.平成13年度実施研究報告

(1) 北大阪地域情報化未来都市研究会」

(株)三菱総合研究所 主任研究員 林典之氏

冒頭に政府のバイオ戦略会議の大綱案が決定され るというホットな話題の提供があった。大綱では現在 の市場規模1.3兆円を25兆円まで持ち上げることや、政 府の予算規模で現年間4400億円を5年以内に倍増させ ること、重点テーマもゲノム情報を活用した医療やバ イオインフォマティクスなどまさに北大阪が狙っている 分野であり、将来的にも有望な分野に取り組んでいる ことが明らかになったことが紹介された。

研究内容の報告は、目的・体制と地域の概要、コンセ プト、プロジェクトの提案、今後の展開方針について行 われた。図1に展開事業と先導的プロジェクトを示す。

目的は、交通の利便性が高く、ライフサイエンス

や歴史文化に関する知的資源も多い先進的な地域で ある本地域で、これらの資源をベースに住民サービ スへ展開できるプロジェクトについて、情報通信を 活用して行うということである。京阪奈や彩都など のプロジェクトが進むとともに国立民族学博物館、 阪大医学部付属病院、国立循環器病センター、JICA 大阪国際センターなどの施設が立地している地域の 現況が紹介された。コンセプトは健康開発と文化創 造を進めつつ新産業の創出と地域実社会の実現につ なげていく「ライフクリエイトシティ北大阪」であ り、4つの柱は健康開発都市、メディア文化都市、21 世紀型のニュータウンの生活文化都市、環境共生都 市であることが報告された。プロジェクトの提案は、 生命科学電子図書館、地域コア医療情報センター、 世界文化情報センター、総合的なITSの推進、地域住 民向け行政サービスの5つである。

本調査は平成14年度も引き続いて実施しているが、 今年度は部会をライフサイエンスとカルチャーの事 業の中身で分け、それぞれ基本方針からリアルな事 業プランまで提案していく予定であることが紹介さ れた。

都市形成シナリオと展開事業 (時間軸/空間軸と展開事業案)

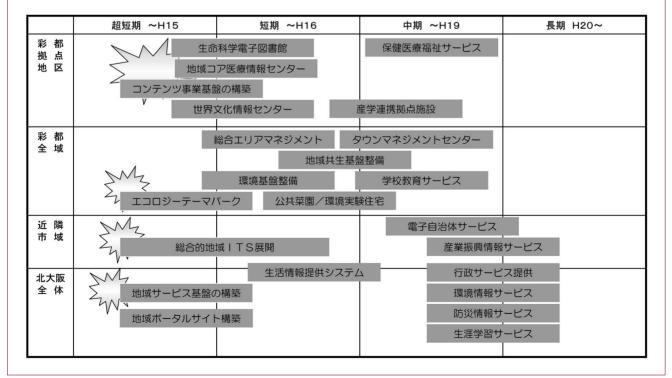


図1 展開事業と先導的プロジェクトの提案

告された。

(2)「静岡・清水都市圏情報化未来都市研究会」

(株)野村総合研究所 上級研究員 吉田卓司氏

本調査研究の特徴として、市町村合併があり、合 併で進めるべきまちづくりの提案に重きをおいたこ と、将来都市像を明確にしてこれを実現するための プロジェクトの提案を行っていくことを目的として、 平成13年度はプロジェクトの方向性とキーワードを 決定したことが報告された。プロジェクトの方向性 は社会潮流変化への対応として、スポーツ文化・歴 史文化資源を活用していくこと、知識情報化での産 業創発で発信力を強めることなどあわせて4つあげら れた。将来都市像は、地域の特徴であるスポーツを 生かした健康都市としての「世界の人々が集う国際 健康文化都市、新産業創発のための「活力溢れる都 市経済を支える新産業創発都市」、合併を前提として 市民交流の活発化を目指した「多彩なコミュニティ の参画による快適共創都市」である。この将来都市 像を実現するためのプロジェクトについて、それぞ れ具体的な方向性が示された。具体的なエリアとし ては東静岡、日本平、清水港をあげている。補足と して、平成14年度は4つのプロジェクトを新産業の創 発にからめた先進プロジェクトとして進めている旨 の紹介があった。図2に戦略プロジェクトの概要を示 す。

(3) 都市再生特区のあり方に関する検討」

(株)野村総合研究所 研究室長 名取雅彦氏 本報告では、都市再生プロジェクトは動きが早い ため、平成13年度の結果と、新しい情報も加えて報

まず、都市再生特別措置法が成立し、平成3年7月には基本方針が出され、都市再生特区の1次指定が7月に17地域、2次指定が10月に27地域指定された経緯が紹介された。やりかたとしては、都市再生緊急整備地域をつくり、都市再生特別地区で認定事業者が提案をすると早急に採択の判断がなされ規制も白紙化するというメニューが準備されたこと、あわせて事業者が認定されている場合には民間都市開発機構等からの証券化の債務保証や公共施設の無利子融資などのメリットが用意されていること、容積率の上限拡大など建築基準法や都市再開発法の改正などが行われたことなどが報告された。

先進事例として、アメリカのシリコンアレーとロンドンのドッグランドがあげられ、成功例は多様なインセンティブがありターゲットを絞り空間整備とセットになっていることに共通点があることが報告された。調査結果では、「都市再生=市街地再生=産業創生」の仕組みを継続していくことが重要であり、ターゲットとする産業機能を明確化し、これに合わせて関連主体のための条件整備を行うことが重要であるが、新たに展開する場合、空間の都市開発論だ

地区別戦略プロジェクト

~ 戦略プロジェクトの概要~

将来都市像実現に向けたプロジェクトの方向性を踏まえ、対象地区別に戦略プロジェクトを提案した

対象地区	戦略プロジェクト	概要
東静岡地区	まちづくり総合サポートセンターの整備	まちづくり総合サポートセンターを拠点として、地域情報拠点機能、市民
		密着型サービスショップ機能の整備を図る
	新産業創発支援拠点の整備	東静岡に産官学民連携インキュベーションセンター等の産業支援機能を
		有する複合施設として新産業創発支援センターを整備する
清水港周辺地区	清水港情報センターの整備	清水港の取扱い貨物等の物流情報を集中管理する港湾情報センターを
		整備し、併せて情報共有のためのネットワークインフラを整備する
	清水港の賑わい拠点化	大型ショッピングセンター等のショッピング機能と体験型ミュージアム等
		のアミューズメント施設を組み合わせた複合型商業ゾーンを整備する
日本平地区	健康文化交流ゾーンの形成	滞在型スポーツ交流施設やスポーツ医療研究機関、舞台芸術情報センタ
		ー等を整備し、スポーツ・健康・文化等を通じた交流拠点の集積を図る
	静岡・清水エリアITSの展開	東静岡、静岡駅周辺、清水駅・清水港周辺、日本平といった既存拠点の相
		互アクセスの確保を中心にITSバスを主体とした地域交通網の整備を図る
都市圏全域	ブロードバンドネットワーク環境の整備	新市の情報通信関連プロジェクトの共通インフラとして、拠点間を幹線と
		した先導的ネットワーク整備を図る

図2 戦略プロジェクトの概要

けで進めるのではなく周辺に産業立地を進めることが重要であり、仕掛けとして産業クラスターの概念を使ってはどうかという提案があった。

また、これから推進した方がよい取り組みのシナリオとして、産業支援機能・大学先導シナリオ、IX - IDC先行シナリオ、集客機能先導シナリオが提案された。

最後に、推進に向けては関連団体が一致団結して 進めることが大事であることが強調され、ファンド の発行などを行っていくことの提案が報告された。

2.「平成15年度経済産業省情報化施策説明会」

商務情報政策局 情報プロジェクト室長 牧内勝哉氏

e-Japan重点計画に沿った、国および経済産業省の情報化施策に関する下記(要旨)の説明があった。配布資料は「平成15年度情報化政策の概要 - ITの活用による経済・社会の再生 - 」、「IT革命と電子政府の推進」、「e-Japan重点計画2002の進捗状況」の3種類である。図3に平成15年度情報政策の概要を示す。

● 我が国の情報化成熟度の国際比較

平成14年にアクセンチュアが発表した2002年電子政府の成熟度各国調査のグラフがあり、主要23カ国を対象とした調査の中で、日本は17位に位置づけられている。この調査では、情報化の成熟度を4つのカテゴリーに分けており、日本はビジョナリー・チャレンジャーになっている。1位にはなれないかも知れないが、3位くらいにはなりたいというのが現在のe-Japan計画における目標である。

❷ 電子政府の発展段階

電子政府の発展段階は4つに分かれている。第1段階は、政府のホームページから申請書をダウンロードして書き込んで申請するという段階である。第2段階では、電子申請で行政サービスが電子化することで、双方向になる。第3段階は、業務改革である。電子申請だけをやっても便利にならないので、電子申請の申請数を減らしたり、審査日数を短くしたり、24時間化したり、一度申請すれば3つの手続きができるなどの業務改革を行うことである。そして、こうした業務改革を行うには組織自体が変貌しなくてはいけないという、組織改革が第4段階である。当面は行政サービスの電子化を目指している。

❸ e-Japan重点計画の進捗状況

行政情報の電子的提供は、既に各省庁のWebサイトが立ち上がっており、報道情報や省庁の手続き、 組織の説明などは既にWebサイトに載っている。わ かりにくいという声も多いので、今後の課題はこれ を如何に作り替えていくかである。

行政手続きの電子化については、アクションプランの見直しと、手続き簡素化等の目標の明記である。e-Japan計画では2003年度中に世界最高レベルの電子政府を実現することが目標となっており、そのためには全ての手続きを電子的に可能にしなければならない。その中には住民基本台帳ネットワークに関する手続きを拡大するという項目が含まれいる。法律が通ると、2004年3月までには制度上5万2000件の手続きの電子化が可能となり、現在開発されている電子申請システムが2004年3月までに完成し、国の手続きは概ね電子化が可能となる。現在経済産業省では40法令、230手続きの電子化が可能になっている。

しかし、それだけではあまり便利ではないという 声が挙がっている。その解決策について、その1つが ワンストップサービスである。現在輸出入港湾手続 きのシングルウインドウ(統一窓口)化と自動車保 有関係手続きのワンストップ化が進んでいる。輸出 入港湾手続きでは、経済産業省の技術貿易関係の手 続きおよび税関の関税手続き、ならびに農水省の検 疫の手続きを一つの申請でできるようにサポートす るものである。

その他、受付システムや申請した人が本人であるかどうかを確認する認証システム、役所から許可書などを出したときに確かに役所からであるということを認証するシステム等がある。公的個人認証と呼ばれる住民基本台帳ネットワークをベースにした認証サービスや地方自治体での認証サービスがある。これから進めるのが行政の効率化、政府調達の電子化、税金や反則金・罰則金、手数料など歳入・歳出の電子化等がある。

④ e-Japan特命委員会とCIO(Chief Information Officer)連絡会議の設置

連絡会議は内閣が主催し、各府省と最高裁、会計 検査院などの国の機関、参議院、衆議院の事務局か らCIOを出し、司法、行政、立法の三権が電子化を 進める仕掛けになっている。

⑤ 達成されたインフラストラクチャー整備目標と現実とのギャップ

e-Japan重点計画は、5つの縦割りの目標がある。 基本は2005年までに日本が世界最高のIT国家になる という目標である。その中では行政の情報化が中心 となるが、その他に情報環境を世界最高水準にしよ う、人材教育をきちんとやろう、電子商取引をやろ う、安全性と信頼性を確保しようというのがある。 それを実現する横割りの項目が「研究開発の促進」 「デジタルデバイドの是正」、「雇用問題等への対応」 「国際的な協調・貢献の推進」である。 ⑤ 「量の時代の電子政府」から「選択と集中の時代」 の電子政府へ

電子政府とは一体何か。電子政府というのは選択と集中、業務改革をやっていこうということであり、 量の時代である。量の時代というのはみんなが電子 政府は必要だと思うようになるということである。

- ・Pe-Japan関連予算とCIO連絡会議のスケジュール 14年度、15年度のe-Japan関連予算では、世界最高 水準のインフラストラクチャーの形成、教育の推進、 電子商取引の促進、公共分野の情報化、研究開発の 促進、セキュリティの確保などで、先ほどの縦割り5 つの柱と横割り4つの項目が一緒になっている。全省 庁の予算を見ると、電子政府への投資は圧倒的に多 いことがわかる。
- ③ パイロットプロジェクト T City構想の推進 電子自治体については、経済産業省はパイロット プロジェクトでIT City構想を推進している。住民に

よる手続きは、住民登録や、土地の台帳、パスポートの申請など、地方自治体への手続きが多い。電子申請の法律ができ、電子化を可能とするシステムが構築されると、地方自治体が大きな窓口になる。そのために、電子申請システムを先駆的にやってゆく地域を選んで、その成果を他の地域にも拡大してゆこうという方向で進めている。

● 地域情報化に関する新たなアプローチ

去年までやっていたIT装備都市構想では、21地域を選んでICカードを認証に使った行政、交通、流通、その他の官民連携サービスの実験をやってきた。その続きとして最先端のアプリケーションの実証となるもの、多くの自治体が実用に真似できるものを5つ選んで、10自治体、30自治体などの広域化レベルで共同のASP(アプリケーションサービスプロバイダー)センターを作り、サービスを行って全国展開を図ろうという地域情報化に関する新たなアプローチをしているところである。

【Ⅰ.ITの戦略的活用による経済・産業・社会の再生

企業の戦略的IT化のための環境整備

IT投資促進税制の導入、IT投資効果分析等の実施等により、ビジネスモデル改革を伴う質の高いIT投資を実現するための環境を整備する。

安全で信頼性の高いIT社会のための環境整備

誰もが気軽に安心してITを利用できるよう、セキュリティの確立、 制度・ルール等の環境整備を行う。

- ①セキュリティ問題への対応
- ②制度・ルール等の整備
- ③家電等リサイクル制度の確立

電子政府等の先導的IT化の推進

ITを活用した効率性の高い行政の実現と、国民生活に密着した公的サービス分野へのITの応用による質の向上・利便性向上を図る。

- ①電子政府の実現
- ②地域・公的分野の情報化
- ③教育の情報化

Ⅲ .技術開発等によるIT産業の競争力強化

戦略的技術開発等の推進

我が国IT産業が有する強みを効果的に発揮し競争的優位を維持・強化するための情報技術開発、特に実用化・市場化に直結する戦略技術の開発を集中的に支援する(フォーカス21)。また、産業再生法によるIT産業の再編(選択と集中)を推進する。

高度なIT社会を支える人材の育成

高度な専門知識を有するIT人材育成のため、そのスキルアップ、 高付加価値化のための基盤を整備する。

Ⅲ . | T分野での国際展開

アジアとの連携による経済ポテンシャルの拡大

アジア地域におけるビジネスフロントラインを積極的に拡大し、 既存の取引関係に縛られない自由なIT活用と標準化の可能性 を広げる。

国際的なITビジネス基盤整備(ルール・制度の国際的調和)

国境を越えたシームレスな活動を可能とするため、国際的に調和の取れたルール・制度を整備する。

図3 平成15年度 情報政策の概要